を譲受けた日の翌日である平成19年７月１日から平成21年４月20日までの年14パーセントの割合による損害金59億2391万7798円の合計額
上記イ・ロ・ハ・ニの元本合計
197億4074万9890円

２　申立人は、この協定が認可され確定してから14日以内に、債務者代理人事務所又は債権者が指定する銀行口座に振り込み送金する方法で、第１項の債権者に次の金額を弁済する。
イ．大阪府中小企業信用保証協会
金500万円（元本に対する約2.492パーセント）
ロ．たのせ公認会計士事務所　田野瀬　博
31万5000円（30パーセント）
ハ．株式会社カイザポインセティア
24万円（30パーセント）
ニ．株式会社サイガ
配当財源から上記イ・ロ・ハの配当金及び諸費用を控除した残額。ただし、その金額が第１項に記載の株式会社サイガの債権元本額に対する配当率2.492パーセントを上まわる場合は、その上まわる金額を大阪府中小企業信用保証協会に追加して配当する。

３　第１項の債権者が申立人から第２項の弁済を受けたときは、申立人に対してその余の債務を免除する。

４　第２項の債務を弁済したのち新たに会社財産が発見された場合、清算人は、直ちに当該財産を換価し、必要な費用を控除した残額を、債権者らに対し、その債権額に応じて按分して弁済する。この場合、各債権者に対し前項の弁済の後にした残債務の免除の効力は、新たにされた弁済の限度で撤回されたものとする。

大阪地方裁判所第６民事部

包括的禁止命令

平成２０年（再）第１号
滋賀県甲賀市水口町伴中山236番地１
再生債務者　近江陸運株式会社
主文　破産手続開始の決定があるまでの間、すべての債権者は、債務者の財産に対する強制執行等及び国税滞納処分をしてはならない。
平成21年11月26日　大津地方裁判所民事部

監督命令

平成２１年（再）第７号
岐阜県美濃加茂市加茂野町稲辺1330番地の１
再生債務者　株式会社そうご
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　岐阜市神田町１丁目10番地２　小森ビル４階　弁護士法人長良橋通り法律事務所　弁護士　浅井　直美
平成21年11月27日　岐阜地方裁判所

平成２１年（再）第５号
愛媛県松山市湊町４丁目６番地６
再生債務者　株式会社丸三書店
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　松山市三番町４丁目１番地９　城南ビル３階　中村法律事務所　弁護士　中村　正夫
平成21年11月26日　松山地方裁判所民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２１年（再）第２号
滋賀県湖南市下田1294番地３
再生債務者　株式会社Ｇ貴晶
１　決議に付する再生計画案　平成21年９月14日付け再生債務者提出の再生計画案
２　債権者集会
⑴　期日　平成22年２月５日午前10時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
平成21年11月26日　大津地方裁判所民事部

平成２１年（再）第１号
鳥取県米子市紺屋町27番地
再生債務者　株式会社米子書店
１　決議に付する計画案　平成21年10月２日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成21年12月25日午前11時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成21年12月21日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成21年12月18日
平成21年11月27日　鳥取地方裁判所米子支部

再生計画認可

平成２１年（再）第４号
岐阜市六条北２丁目９番５号
再生債務者　パストラル・ナカムラ株式会社
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成21年11月27日　岐阜地方裁判所

平成２１年（再）第１５号
愛知県豊田市中立町井ノ向７番地１
再生債務者　株式会社京和
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成21年11月26日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（再）第１号
神戸市北区長尾町宅原字上中41番地
再生債務者　株式会社サンキョー
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成21年11月27日
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（再）第１号
山口県下関市武久町２丁目３番１号
再生債務者　株式会社プランハウス
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　債権者集会で可決された再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成21年11月27日　山口地方裁判所下関支部

平成２１年（再）第１号
熊本県下益城郡城南町隈庄401番地
再生債務者　火の国酒造株式会社（旧商号美少年酒造株式会社）
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成21年11月25日
熊本地方裁判所民事第１部

再生手続終結

平成１８年（再）第１号
釧路市星が浦南２丁目５番３号
再生債務者　大釧自動車工業株式会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成21年11月26日　釧路地方裁判所民事部

平成１８年（再）第１号
群馬県前橋市公田町590番地
再生債務者　株式会社シェンペクス
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成21年11月25日　前橋地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２１年（再イ）第２８４号
千葉県市原市飯沼154番地15
再生債務者　島袋　直
１　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成21年12月16日まで
４　一般異議申述期間　平成22年１月４日から平成22年１月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（再イ）第２９２号
千葉市花見川区花見川８番９棟403号
再生債務者　太田　幸二
１　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成21年12月16日まで
４　一般異議申述期間　平成22年１月４日から平成22年１月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（再イ）第１８５号
埼玉県川越市大字古谷上6083番地７－Ｌ－１棟111号室
再生債務者　小野　誉朗
１　決定年月日時　平成21年11月26日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成21年12月17日まで
４　一般異議申述期間　平成22年１月４日から平成22年１月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部